

株式会社総合確認検査機構 省エネ適判閲覧等規則

（目的）

第一条 本規則は、株式会社総合確認検査機構（以下「機関」という。）において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 54 条に定める財務諸表等の閲覧等について、規則を定めるものである。

（閲覧等の請求ができる者）

第二条 法第 54 条に定める書類の閲覧等の請求ができる者は、省エネ適判該当物件の申請者または購入者等（以下「利害関係者」という）とする。

但し、利害関係者であることを証明するものの提示を求める。

（閲覧等の方法）

第三条 財務諸表等の閲覧等を請求する者は、閲覧等申請書（別添様式）に必要事項を記入し、株式会社総合確認検査機構に提出するものとする。

（閲覧等の費用）

第四条 法第 54 条第 2 項第二号又は第四号の請求をする場合に限り、謄本又は抄本の電磁的記録又は書面の交付の請求は 1 枚 10 円の費用を支払うものとする。

（規則の遵守義務）

第五条 本規定に基づき閲覧等を行った者は、閲覧等により知り得た情報を、むやみに、第三者に公開してはならないものとする。

（閲覧等の場所及び時間）

第六条 閲覧等の場所は、本部（大阪市中央区難波 2 丁目 3 番 11 号 難波八千代ビル）及び和歌山支部（和歌山市広瀬通丁 2 丁目 20 番）とする。

2 閲覧等の時間は、機関の業務時間内とする。

令和 5 年 4 月 1 日 改訂

第三条関係 別紙

法第54条の規定により次に掲げる書類を備え置き、建築主等の求めに応じ、これを閲覧させる。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表及び損益計算書
- (3) 事業報告書

(別添)

閲覧等申請書

株式会社 総合確認検査機構 殿

申請者氏名：_____

申請者住所：_____

請求内容： ☐ 閲覧 ☐ 謄写 ☐ 謄本 ☐ 抄本

請求種別： ☐ 書面 ☐ 電磁的記録

☐ 閲覧希望日時：

閲覧請求の理由：

☐ 謄写希望日時：

謄写請求の理由：

☐ 謄本

財務諸表等書類の種類

(財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は事業報告書)

謄本請求の理由：

☐ 抄本

財務諸表等書類の種類

(財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は事業報告書)

抄本請求の理由：